「生活保護制度」に関するＱ＆Ａ

Ｑ．１　生活保護の相談・申請をするにはどこに行けばいいのですか。

Ａ．１　お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越し下さい。なお、福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方は、お住まいの町村役場でも申請の手続を行うことができます。（申請はお住まいの地域を所管する福祉事務所に送付されます。）

Ｑ．２　生活保護の申請には何が必要ですか。

Ａ．２　生活保護の申請をするにあたっては、原則として、氏名や住所又は居所、保護を受けようとする理由、資産及び収入の状況、その他保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項等を記載した申請書を福祉事務所に提出していただく必要があります。ただし、それができない特別な事情があれば、そうした申請書がなくても申請することができます。

生活保護制度の仕組みや各種社会保障施策等の活用について十分な説明を受けるためにも、生活保護担当窓口での事前の相談が大切です。

なお、生活保護の申請時の調査において、世帯の収入・資産等の状況がわかる資料（通帳の写しや給与明細等）を提出していただくことがあります。

参考：生活保護法（抄）

第24条　保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一　要保護者の氏名及び住所又は居所

二　申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係

三　保護を受けようとする理由

四　要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）

五　その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

２　前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

Q．３　生活保護の申請をしてから、受給できるかどうかがわかるまでどのくらいの日数がかかりますか。

A．３　生活状況の調査や資産調査（預貯金、生命保険等）等を行った上で申請いただいた日から原則14日以内（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）に生活保護を受給できるか、できないかの回答をいたします。

なお、生活保護の申請をしてから生活保護が開始されるまでの当座の生活費がない場合、社会福祉協議会が行う「臨時特例つなぎ資金貸付」をご利用いただける場合もあります。

Q．４　生活保護制度ではどのような給付が受けられるのでしょうか。

A．４　生活保護制度では、以下のように生活を営む上で必要となる各種費用に対応して扶助が支給されます。

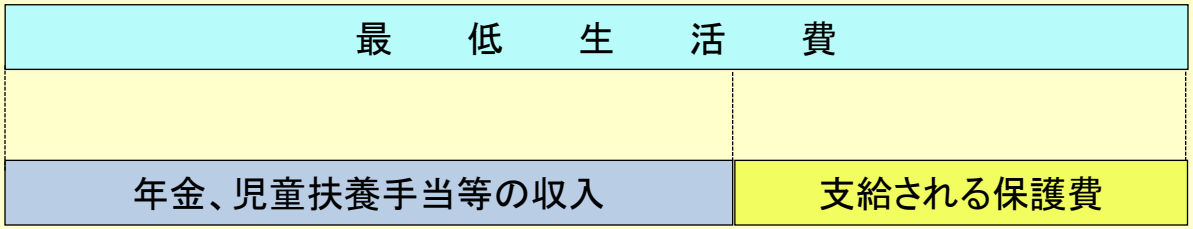
生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支　給　内　容
日常生活に必要な費用 （食費・被服費・光熱水費等）	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 １０月から４月までのうち、地域に応じて５ヶ月から７ヶ月間冬季加算を支給。 特定の世帯には加算があります。（障害者加算等）
アパート等の家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費等	教育扶助	定められた基準額を支給（一部、定められた範囲内で実費）
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 （高等学校等に就学するための費用を含む。）	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給（高等学校等に就学するための費用の一部は定められた基準額）
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

Q．５　具体的にはどれくらい保護費が支給されますか。

A．５　収入と厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されますが、最低生活費は、お住まいの地域や世帯の構成等により異なりますので、詳しくはお住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当に御相談ください。

なお、生活扶助基準（食費・被服費・光熱水費等に対応するもの）の額の例は、以下のとおりです。また、生活扶助のほか、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給されます。

支給される保護費のイメージ



生活扶助基準額の例（令和8年10月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	168，020円	150，370円
高齢者単身世帯（68歳）	77，980円	69，950円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	125，460円	111，720円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	200，050円	179，300円

※　児童養育加算等を含む。

Q．６　生活保護の受給中、守らなければならないことはありますか。

A．６　生活保護を受給する方は、以下のような義務と権利があります。

義　務

- 利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活のために活用しなければなりません。
- 能力に応じて勤労に励み、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければなりません。
- 福祉事務所から、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けたときは、これに従わなければなりません。

権　利

- 生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に受けることができます。
- 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- 保護費については、租税その他の公課を課せられることがありません。
- 既に給付を受けた保護費又は保護費を受ける権利を差し押さえられることがありません。

Q．７　自動車を持っていても、生活保護を受給できますか。

A．７　自動車は利用し得る資産に該当し、維持費が生計を圧迫するため、原則その保有を認めていません。ただし、障害のある方や、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方が、「通勤」、「通院・通所・通学」（※１）のために自動車を必要とする場合であって、一定の要件（※２）を満たす場合には、自立の助長の観点から例外的に保有を認めています。

お住まいの福祉事務所にご相談ください。

※１　「事業」を営むために必要な場合などにも、保有が認められる場合があります。

※２　一定の要件として、例えば、

- 当該自動車の処分価値が小さいこと
- 維持費（自動車税、保険料、車検費等）が賄えること

（※具体的には次のQ＆Aを参照ください。）

Q．８　自動車の保有を認めるに当たって、維持費はどうなりますか。

A．８　維持費が生計を圧迫しないよう、こうした費用を賄えることを前提に自動車の保有を認めることとなります。具体的には、通勤用自動車は就労収入から必要経費として控除、通院等用の自動車は他からの援助等により、賄うこととなります。

Q．９　両親を介護するため、両親と同居したいのですが、両親だけ生活保護を受給することはできますか。

A．９　生活保護制度は、原則として世帯を単位として保護を決定・実施することとなっています。ただし、御質問のような場合には、御両親だけ保護を受けることができる場合があります。お住まいの福祉事務所にご相談ください。

Q．１０　働いているのですが、生活保護を受給することはできますか。

A．１０　働いていて、就労収入がある方でも、その収入及び資産が厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）に満たない場合には、生活保護を受給することができます。この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

Q．１１　住宅ローンがありますが、生活保護を受給することはできますか。

A．１１　住宅ローンがあるために保護を受給できないことはありません。ただし、保護費から住宅ローンを返済することは、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨からは、原則として認められません。